

商業・法人登記事務の集中化に関するQ & A 〔第2版〕

Q 1. 商業・法人登記事務の集中化とは、何ですか。

A 法務省では、商業・法人登記申請の受付を全国80庁程度の商業登記所^{*1}で集中的に取り扱うこととして、順次事務の移管作業を続けており、「商業・法人登記事務の集中化」と呼ばれています。これにより、ほとんどの法務局又は地方法務局管内において、1～2庁の商業登記所で商業・法人登記申請の受付が行われることとなります。

これは、法令上は、登記事務委任規則（昭和24年6月1日法務府令第13号）の一部改正により行われるものであり、「管轄転属」ではなく、「事務の委任」という取扱いです。

理由としては、「会社法」や「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の施行により、最先端かつ高度な法律知識を有する登記官を配置して、商業・法人登記の審査や相談に対応すべきとのニーズが高まり、知識・経験の豊富な専門の登記官が従来の登記所の管轄を超えて、広範囲の会社等に対して高水準の対応をすることが目的であるとされています。

平成23年度中には集中化が完了される予定であるとされており、着々と集中化が進められておりますので、管轄の法務局又は地方法務局からの情報にご注意下さい。

* 1 商業登記所

集中化により商業・法人登記を集中して取り扱うこととなった登記所

・ 商業・法人登記の申請の受付について

Q 2. 集中化の実施後に不動産登記所^{*2}に対して、誤って商業・法人登記の申請書の提出があった場合には、どうなるのでしょうか。

A 集中化の実施後、不動産登記所^{*2}に対して、誤って商業・法人登記の申請書の提出があった場合には、登記官は、申請人に対し、申請書

を商業登記所に回付する旨の告知を行い、申請書を受け取った不動産登記所から商業登記所に対し、申請書をFAXで送信し、その送信を受けた日付（ただし17時15分まで）で商業登記所の登記官が受付手続を行う旨の経過措置が置かれています。そして、不動産登記所に提出された申請書は、書留郵便で商業登記所に送付され、商業登記所において審査が行われることとなります。

この経過措置は、不動産登記所が取り扱っていた商業・法人登記事務の管轄区域内に本店等のある会社等（当該管轄区域内に集中化後に設立登記等がされた会社等を含みます。）に関してのみ適用があり、その期間は集中化が実施された不動産登記所ごとに、集中化後2年を経過する日までの時限的なものとなっています。

なお、この取扱いは、本人申請を想定したものであり、資格者代理人である司法書士が申請する場合には、不動産登記所に対し、誤って申請書の提出をすることがないように十分注意してください。

また、オンライン申請の場合には、上記経過措置は、適用されません。したがって、申請書作成支援システムの管轄登記所データをこまめにバージョンアップするようにして下さい。

* 2 不動産登記所

集中化実施により商業・法人登記を取り扱わなくなった登記所

・商業・法人登記に関する相談について

Q 3. 不動産登記所においては、商業・法人登記に関する相談は、できなくなるのでしょうか。

A 司法書士以外の一般の方からの商業・法人登記に関する相談に対する対応は、比較的簡単な内容のものについては、不動産登記所においても行われているようです。

しかし、相談の内容は、一般の役員変更など比較的簡単なものに限って行われているようであり、司法書士等からの事前協議（組織再編や新株予約権に関する登記などの難度の高い登記に関するもの）は、実際に審査が行われる商業登記所に対して行うようにして下さい。

・印鑑届等の取扱いについて

Q 4. 不動産登記所に対し、印鑑届、改印届又は廃印届出の提出をすることはできますか。

A 商業登記所に提出するのが原則です。ただし、申請の受付と同様に、不動産登記所に対して、誤って提出があった場合には、商業登記所に回付し、商業登記所で手続を行う旨の経過措置が置かれています。この経過措置の対象会社等及び期間は、誤って不動産登記所に商業・法人登記の申請書の提出があった場合と同様です。

なお、この取扱いは、Q 2 と同じく本人提出を想定したものであり、資格者代理人である司法書士が提出をする場合には、印鑑の盗難等を理由とする緊急の場合を除き、不動産登記所に対し、印鑑届等の提出をすることがないように十分注意し、必ず商業登記所に対し提出するようにしてください。

・印鑑カードの取扱いについて

Q 5. 集中化実施後に、印鑑カードを紛失又は毀損した場合には、商業登記所以外では、印鑑カードの再発行を受けることはできないのでしょうか。

A 印鑑カードの交付の請求、廃止の届出、返納や回収その他必要な措置は、当分の間（ただし、この取扱いに関しては、2年の経過措置期間の規定はありません）、不動産登記所においても行われることになっています。また、電子証明書の発行の請求や使用廃止、再開の届出など電子証明に関する事務も、当分の間取り扱われます。

ただし、この措置を受けることができるのは、商業登記所及び不動産登記所の双方に新登記情報システムが導入されている場合であって、集中化前に不動産登記所が取り扱っていた商業・法人登記事務の管轄区域内に本店等のある会社等（当該管轄区域内に集中化後に設立登記等がされた会社等を含みます。）に限られます。

したがって、本件については、法務局又は地方法務局により取扱いが異なりますので、管轄の法務局又は地方法務局にご確認下さい。

・閉鎖登記簿等の取扱いについて

Q 6. 集中化前に不動産登記所の管轄であった会社等のコンピュータ化前の閉鎖登記簿謄本は、どこで取得できるのでしょうか。また、申請書の附属書類の閲覧については、どうなりますか。

A 原則として、商業登記所（ただし、保管場所が異なる場合には、郵送による取寄せ後に謄本の交付等がされる扱いです。）ですが、不動産登記所において保管されている場合には、不動産登記所においても可能です。

ただし、不動産登記所における閉鎖登記簿の謄本の取得又は閲覧に関する経過措置は、集中化後2年を経過する日までとなっています。

なお、閉鎖登記簿及び申請書の附属書類の保管場所については、法務局又は地方法務局により取扱いが異なりますので、管轄の法務局又は地方法務局にご確認下さい。

・不動産登記の申請の際の資格証明情報等の省略

Q 7. 不動産登記所においては、不動産登記の申請の際に会社等の資格証明書や印鑑証明書の添付を省略することはできないのでしょうか。

A 不動産登記所が取り扱っていた商業・法人登記事務の管轄区域内に本店等がある会社等が、当該不動産登記所に対して不動産登記を申請する場合には、従前と同様に、資格証明情報を省略することが可能です（不動産登記規則第36条第1項第2号）。ただし、この取扱いを受ける場合には、不動産登記の申請書に、可能な限り、会社法人等番号を記載するようにして下さい。

印鑑証明書に関しては、資格証明書と異なり、添付を省略できる旨の規定がないため、本店等の所在地を管轄する不動産登記所に対して不動産登記を申請する場合であっても、その添付を省略することはできません。

なお、不動産登記所における資格証明情報の省略の取扱いについては、法務大臣が指定した登記所（不動産登記規則第36条第1項第1号）は、除かれます。

・その他

Q 8. 不正登記防止申出や職権更正登記の申出の手続は、どうなるのでしょうか。

A 不正登記防止申出や職権更正登記の申出に関しても、商業登記所に対して行うのが原則です。ただし、商業・法人登記の申請書の提出が誤って不動産登記所にあった場合と同様の対象会社等及び期間に関する経過措置が置かれています。

なお、この取扱いは、Q 2 及び Q 4 と同じく本人申請を想定したものであり、資格者代理人である司法書士が申出をする場合には、印鑑の盗難等を理由として緊急に不正登記防止申出をするような場合を除き、不動産登記所に対し、申出をすることがないように十分注意し、必ず商業登記所に対し申出をするようにしてください。

Q 9. 集中化により移管された会社等の会社法人等番号は、どうなるのでしょうか。

A 集中化により移管された会社等については、商業登記所において、新たに会社法人等番号が付されます。よって、従前の会社法人等番号とは異なることとなりますので、例えば、オンライン申請の際に、誤って従前の会社法人等番号を入力して申請することがないように、十分注意してください。

以上